

医危第 1483 号
令和 3 年 7 月 2 日

神奈川県医師会長 様
神奈川県病院協会長 様

神奈川県健康医療局長
(公印省略)

個人防護具購入経費に対する令和 3 年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）の活用について（通知）

本県の健康医療行政につきまして、日頃より御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、本県における新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大防止や医療提供体制の整備等を促進するため、別添のとおり、令和 3 年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）交付要綱を制定し、令和 3 年 7 月 2 日を期限として申請を受け付けているところです。

発熱診療等医療機関におかれましては、昨年度に引き続き、事業区分（4）「帰国者・接触者外来等設備整備事業」の申請が可能ですが、昨年度は、国からの支給があるため対象外としていた個人防護具について、今年度は補助対象としています。

こうした昨年度との変更点を踏まえ、この度、発熱診療等医療機関からの申請については、申請期限を令和 3 年 7 月 21 日に延長することとしました。

つきましては、御多忙のところ誠に恐縮ですが、貴会会員にご周知いただきたくお願い申し上げます。

なお、発熱診療等医療機関につきましては、本県から個別にご連絡しておりますことを申し添えます。

《別添資料》

- ・令和 3 年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）の申請について（発熱診療等医療機関向け）
- ・令和 3 年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）交付要綱
- ・別表、所定様式等一式
- ・【参考】発熱診療等医療機関あて通知

問合せ先

医療危機対策本部室 調整グループ交付金担当

電 話 045-285-0646

電子メール iryoukiki.chousei.7c7n@pref.kanagawa.jp

令和3年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）
の申請について

標記の補助金（設備整備等）について、このたび令和3年度の交付要綱を制定しましたので、この交付制度の活用を希望する団体にあつては、次のとおり申請書等を提出くださるようお願いいたします。

- 1 対象事業及び実施者
交付要綱別表1のとおり。
- 2 対象となる期間
令和3年4月1日～令和3年9月30日
※国の財政措置を踏まえ、令和3年9月末までが対象です。
- 3 申請書の提出期限
令和3年7月21日（水）（必着）
※発熱診療等医療機関については、概算払いは行わず、補助対象期間終了後、実績に応じ精算払いを行います。
- 4 提出書類
発熱診療等医療機関にのみ該当する医療機関が申請する場合の提出書類です。
 - a 連絡票(発熱診療等医療機関用)
 - b 第1号様式「令和3年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）事業実施計画」
 - c 別紙1「令和3年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）に関する事業実施計画」
 - d 別紙2「事業の実施に要する経費に関する調書」
 - e 第2号様式「令和3年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）補助金交付申請書」
 - f 別紙3「令和3年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）に関する事業実施計画（個票）」（4）
 - g 別紙4（4）
 - h 第9号様式「役員等氏名一覧表」
 - i 歳入歳出予算書抄本
 - j 補助対象に係る見積書、カタログ、その他各様式で求めている根拠資料等
 - k 事前着手届 ※未提出の場合
- 5 留意事項
(1) 今年度の補助事業は、国の財政措置を踏まえ、令和3年9月30日までが対象です。令和3年10月以降の対応については、国において、今後の感染状況等を

踏まえて検討することとしています。

(2) 事業区分ごとに申請できる医療機関の要件がありますので、交付要綱別表1をご確認ください。

(3) 今年度から、申請書等への押印は不要となります。

(4) 本補助金は、国費を活用した事業となるため国の会計検査の対象となりますので、証拠書類等は、5年間保管してください※。

また、会計検査に際しては、必要に応じて現地調査や証拠書類の検査等が行われますので、ご協力をお願いします。

6 ホームページ

神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）について
交付申請書などの電子データが取得できます。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/covid19/kinkyuuhoukatsushiennhojokinn.html>

7 提出先

以下へ郵送してください。

住所：〒231-8588 横浜市中区日本大通1

宛先：神奈川県 医療危機対策本部室 調整グループ交付金担当

問合せ先

医療危機対策本部室 調整グループ 交付金担当

電話 045-285-0646

1 補助対象設備及び上限額

対象設備	上限額
H E P A フィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）	1 施設当たり 905,000 円
H E P A フィルター付きパーテーション	1 台当たり 205,000 円
個人防護具	1 人当たり 3,600 円
簡易ベッド	1 台当たり 51,400 円
簡易診療室※及び付帯する備品	実費相当額

※簡易診療室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行う診療室

2 個人防護具について

- 対象は、マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールドです。
- 上限額の「1人当たり」の考え方は、「1日につき患者1人に対応した医療従事者1人」です。この延べ人数（セット数）が、申請書別紙4（4）の「員数（数量）」になります。
例）医療従事者3名が1日につき患者5名、月20日、6か月稼働した場合の人数は、
 $3 \text{名} \times 5 \text{名} \times 20 \text{日} \times 6 \text{か月} = 1,800 \text{人}$ （セット数）
- 申請書別紙4（4）の「単価」は「マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールドの各1個あたりの単価の合計金額」となります。

3 その他

- **空気清浄機、パーテーションを申請する場合は、設置場所の図面を添付**してください。
- 他の補助金で申請しているものについては重複して申請できません。
- 個人防護具について、今後、県などから配布を行う場合、補助金申請後に配布を受けることになった場合には、申請の取り下げをしていただくこととなりますのでご注意ください。

- 令和3年7月21日（水）までに申請をお願いします（当日必着）。
- 原則、概算払いは行わず、交付決定後、実績に応じ精算払いを行います。
- 審査完了後、交付決定通知を県から送付します。

月	スケジュール
6月	申請受付開始
7月	交付申請受付 7月21日（水） <input checked="" type="checkbox"/>
8月	
9月	

受付後、順次
①審査
②交付決定

補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、第7号様式によりすみやかに、遅くとも令和5年6月30日までに県に報告（補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還）

下記の事業は、国から該当する医療機関に直接支給される交付金です。
 交付を希望される医療機関は、期限までに国の指定する宛先へ直接、申請をしてください。
 厚生労働省Webサイト：https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/seifunotorikumi.html#h2_6

事業名	対象医療機関	申請期限
令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金	①令和2年度に補助を受けていない医療機関等 (i)発熱診療等医療機関（国の呼称は「診療・検査医療機関」） (ii)医療機関・薬局等 (iii)「令和2年度インフルエンザ流行期における新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる救急・周産期・小児医療機関体制確保事業」による補助を受けた医療機関 ②令和2年度に補助を受けた医療機関 同補助金の申請日以降に新たに診療・検査医療機関（仮称）の指定を受けた医療機関であって、同補助金の補助基準額（上限額）が100万円より低い医療機関	令和3年9月30日 （当日消印有効）

下記の事業は、**国から該当する医療機関に直接支給**される交付金です。
 交付を希望される医療機関は、期限までに**国の指定する宛先へ直接、申請**をしてください。
 厚生労働省Webサイト：https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/seifunotorikumi.html#h2_6

事業名	対象医療機関	申請期限
令和3年度新型コロナウイルス感染症対応医療機関労災給付上乗せ補償保険加入支援事業	県等の要請を受けて新型コロナへの対応を行う次のいずれかの保険医療機関等 ①神奈川モデル重点医療機関等 ②帰国者・接触者外来設置医療機関 ③地域外来・検査センター及び地域外来・検査センターに出務する医療従事者の勤務先 ④発熱診療等医療機関（国の呼称は「診療・検査医療機関」）	令和3年9月30日 （当日消印有効）
令和3年度新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業	県から新型コロナウイルス感染症患者等の受入病床を割り当てられた医療機関 （神奈川モデル高度医療機関、重点医療機関及び重点医療機関協力病院A（神奈川モデル医療機関認定要綱第4条第2項①、②又は⑤のいずれかに該当））	令和3年7月11日（必着） ※令和3年6月21日付け国事務連絡により延長